

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

テーマ：「薬学教育」に関する説明資料

令和2年11月25日

本日の説明概要

1. 薬学教育の概要

(文部科学省)

2. 薬学教育6年制導入と今後の展望

(帝京大学副学長 井上 圭三)

3. 薬学実務実習の現状と今後の展望

(名古屋市立大学大学院薬学研究科教授 鈴木 匡)

4. 大学院教育の現状と今後の展望、薬学教育評価

(大阪大学大学院薬学研究科教授 平田 收正)

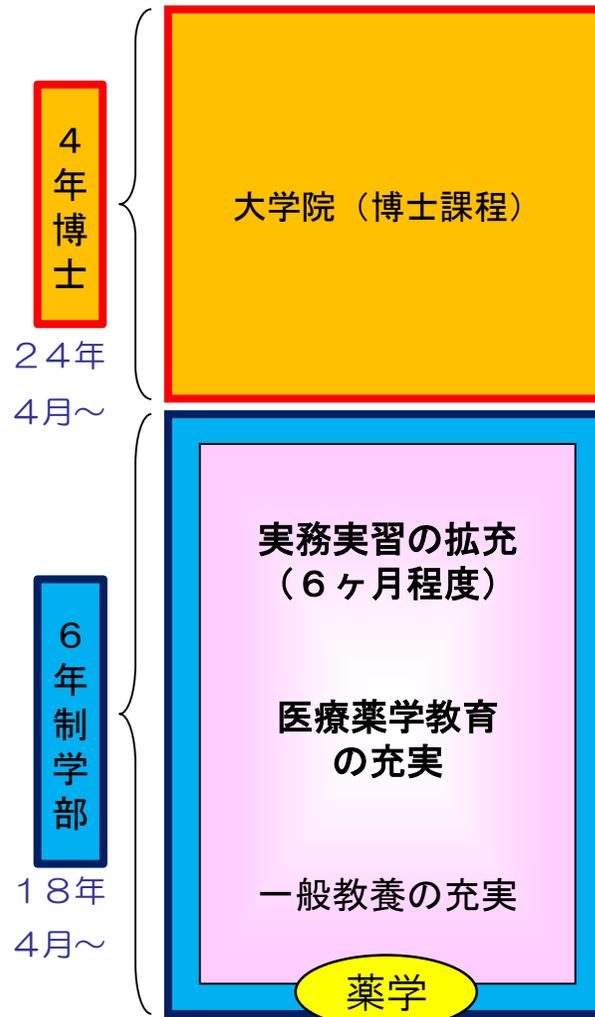
※ 2、3、4 については、別資料にて説明

薬学教育制度の改正概要

改正前

平成18年4月

改正後



薬剤師国家試験受験資格は6年制学部卒業者のみ得られる

薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の変遷

平成14年8月 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」策定 ～専門教育部分～

- 薬剤師、薬学研究者等を目指す学生が学んでほしい内容を整理。
- 「A全学年を通して」、「Bイントロダクション」、
「C薬学専門教育」の3項目、講座単位のユニット、
ユニットをまとめたコースで構成。
- 「一般目標」（学習者が学習することによって得る成果）と
「到達目標」（一般目標に到達するための具体的な行動）を提示。

平成15年12月 「実務実習モデル・コアカリキュラム」策定 ～実習部分～

- 「I実務実習事前学習」、「II病院実習」、「III薬局実習」
で構成。
- 「事前学習」、「病院実習」、「薬局実習」について、
それぞれ教育目標（一般目標・到達目標）を提示。
- それまで実施期間や実施内容が大学ごとに異なっていたが、
全ての大学で質を担保できるよう、到達目標を実現するための
「方略」（学習方法、場所、人的資源、物的資源、時間数の標準）
を提示。

平成18年度～ 6年制学生受入開始

平成25年12月 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」改訂

- 6年制の学士課程教育に特化した内容。
- 従来の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び
「実務実習モデル・コアカリキュラム」を一つの
コア・カリキュラムとして作成。
- 「薬剤師として求められる基本的な資質」（10項目）を明示。
- 「基本的な資質」の修得を前提とした学習成果基盤型教育の
考え方に力点を置き構成。
- 一般目標(GIO)とそれを達成するための到達目標(SBO)を明示。
- 医療人としての薬剤師を養成するため「A基本事項」、
「B薬学と社会」を充実し、「F薬学臨床」は今後の薬剤師業務
の進歩を想定し大幅に見直し。
- 教育課程の時間数の7割程度を目安にSBOをスリム化。
残りの3割程度は各大学独自のカリキュラムを実施。

平成27年2月 「薬学実務実習に関するガイドライン」策定

平成27年度～ 学生受入開始
(令和2年度現在6年次生)

- 6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示
- 「**薬剤師として求められる基本的な資質**」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する**学習成果基盤型教育(outcome-based education)**に力点
- 教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

(1) 薬剤師の使命、(2) 薬剤師に求められる倫理観、(3) 信頼関係の構築、(4) 多職種連携協働とチーム医療、(5) 自己研鑽と次世代を担う人材の育成

B 薬学と社会

(1) 人と社会に関わる薬剤師
(2) 薬剤師と医薬品等に係る法規範
(3) 社会保障制度と医療経済
(4) 地域における薬局と薬剤師

卒業まで継続して学修

C 薬学基礎

C1 物質の物理的性質
C2 化学物質の分析
C3 化学物質の性質と反応
C4 生体分子・医薬品の化学による理解
C5 自然が生み出す薬物
C6 生命現象の基礎
C7 人体の成り立ちと生体機能の調節
C8 生体防御と微生物

D 衛生薬学

D1 健康
D2 環境

E 医療薬学

E1 薬の作用と体の変化
E2 薬理・病態・薬物治療
E3 薬物治療に役立つ情報
E4 薬の生体内運命
E5 製剤化のサイエンス

F 薬学臨床

早期臨床体験
(2年次修了まで)
実務実習履修前の学修

実務実習と体系的に関連づけて学修

実務実習
病院及び薬局
(20単位・22週)

(1) 薬学臨床の基礎
(2) 処方せんに基づく調剤
(3) 薬物療法の実践
(4) チーム医療への参画
(5) 地域の保健・医療・福祉への参画

G 薬学研究

(1) 薬学における研究の位置づけ
(2) 研究に必要な法規範と倫理
(3) 研究の実践

「**実務実習開始前の共用試験**」
(CBT(知識)・OSCE(技能))

実務実習と体系的に関連づけて学修

薬剤師国家試験

薬学準備教育ガイドライン(例示)

人と文化

人の行動と心理

薬学の基礎としての英語、物理、化学、生物、数学・統計学

情報リテラシー

プレゼンテーション

薬学部6年卒業時に必要とされている資質

● 薬剤師としての心構え

- 医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識をもち、人の命と健康な生活を守る使命感、責任感および倫理感を有する。

● 患者・生活者本位の視点

- 患者の人権を尊重し、患者及びその家族の秘密を守り、常に患者・生活者の立場に立って、これらの人々の安全と利益を最優先する。

● コミュニケーション能力

- 患者・生活者、他職種から情報を適切に収集し、これらの人々に有益な情報を提供するためのコミュニケーション能力を有する。

● チーム医療への参画

- 医療機関や地域における医療チームに積極的に参画し、相互の尊重のもとに薬剤師に求められる行動を適切にとる。

● 基礎的な科学力

- 生体および環境に対する医薬品・化学物質等の影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。

● 薬物療法における実践的能力

- 薬物療法を総合的に評価し、安全で有効な医薬品の使用を推進するために、医薬品を供給し、調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

● 地域の保健・医療における実践的能力

- 地域の保健、医療、福祉、介護および行政等に参画・連携して、地域における人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

● 研究能力

- 薬学・医療の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決能力を有する。

● 自己研鑽

- 薬学・医療の進歩に対応するために、医療と医薬品を巡る社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有する。

● 教育能力

- 次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

薬学教育の第三者評価体制

●概要

- ・一般社団法人薬学教育評価機構において、各大学における薬学教育の「専門分野別評価」を実施
- ・大学における6年制薬学教育評価プログラムを評価し、その結果を薬科大学・薬学部へフィードバック

●薬学教育評価機構の目的

- ・我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

●正会員

- ・全薬科大学・薬学部
- ・日本薬剤師会
- ・日本病院薬剤師会
- ・日本薬学会

●沿革等

●（参考）第1期の評価基準（平成25年度～平成31年度）

※以下に掲げる項目を評価

教育研究上の目的 1 教育研究上の目的 薬学教育カリキュラム 2 カリキュラム編成 3 医療人教育の基本的内容 (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育 (3-2) 教養教育・語学教育 (3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育 (3-4) 医療安全教育 (3-5) 生涯学習の意欲醸成 4 薬学専門教育の内容 (4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容 (4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容	5 実務実習 (5-1) 実務実習事前学習 (5-2) 薬学共用試験 (5-3) 病院・薬局実習 6 問題解決能力の醸成のための教育 (6-1) 卒業研究 (6-2) 問題解決型学習	9 学生の支援 (9-1) 就学支援体制 (9-2) 安全・安心への配慮 教員組織・職員組織 10 教員組織・職員組織 (10-1) 教員組織 (10-2) 教育研究活動 (10-3) 職員組織 学習環境 11 学習環境 外部対応 12 社会との連携 点検 13 自己点検・評価
--	--	---

平成16年	○中央教育審議会答申（平成16年2月18日） 薬学教育については、（略）早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要 ○「学校教育法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成16年4月27日衆議院文部科学委員会／平成16年5月13日参議院文部科学委員会）（抜粋） 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること
平成19年	○薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について（平成19年5月厚生労働省医薬食品局） 第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある
平成20年12月	一般社団法人薬学教育評価機構設立
平成23年度	トライアル評価 3大学
平成25年度	本評価開始 3大学
平成26年度～31年度	74学部が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施（平成31年度までに74学部を評価）
令和2年度～	第2期の第三者評価を開始（ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本評価実施を1年間延期）